

◆第四回 地下水等水資源保全研究検討委員会 会議録（概要）

日時：平成23年9月22日（木）午後1時30分

場所：佐久市役所 501会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

前回の会議事項の確認（事務局より）

3 議 題

(1) 第三回地下水等水資源保全研究検討委員会会議録の確認について

資料1 ページから8 ページまで事務局説明

（前回の会議で「私有林の分布図について、市で図面の整理や管理がなされていますか？」との質問があったため、今回事務局で準備しお示しする。）

Q 委員長

「水源地のある佐久穂町の地図はありますか？」

A 事務局

「お示しました図面としては、合併前の旧佐久の地域しか作成していないようです。確認しましたが、周辺の自治体についてはないそうです。」

Q 委員

「私有林の所有者は把握できていますか？」

A 事務局

「市では森林簿がありますので、そちらで所有者や面積について管理しています。」

（二点目として前回の会議の中で「水質の悪化が確認された地域の広がりを確認したい。」といった意見があったので、別添資料で説明する。）

Q 委員

「60か所の調査（H20年度生活環境課の地下水調査より「別紙参考：H21環境白書」）のうち、深井戸は含まれますか？」

A 事務局

「この調査の対象は家庭用井戸になるので、ほとんどが浅井戸になると思います。」

Q 会長

「鉄・マンガンの成分は浅間地区内で多く検出されるようですか？」

A 事務局

「南に位置する臼田地区でも数値が高くでていることから、一概には言えないと思います。鉄やマンガンは、地下水に元々多く含まれている成分だ、ということですので、そんなことも関係していると思います。」

Q 委員

「7項目だけでなく他の項目についても調査はされているのですか？」

ちなみに水道法の適用を受ける場合には50項目の調査項目がありますから、おそらく23項目位は調べているのではないのでしょうか？」

A 事務局

「はい。7項目の他にも調査しておりますが、細かい内容は次回までに調べておきます。」

Q 委員

「一般細菌の数値はどんな理由で上がるのですか？」

A 事務局

「一般細菌と大腸菌の数値が上がる原因ですけれども、家畜から出る畜ふんや生活雑排水の地下浸透などが大きく影響する、とのこと。」

委員長

「この検査全体を見ると、市内の調査対象井戸のうち半分は、飲用に向かない結果が出ていることが分かりました。」

(2) 地下水等水資源の保全に関するルールづくりについて

資料P9からP27まで説明

Q 委員

「ストレーナーとは」

A 委員

「水呼び込むための装置です(P18を参照)。この装置を設置する位置が取水のために大切になってきます。」

Q 委員長

「ストレーナーの長さは決まってくるのですか？」

A 委員

「はい。地下にある層の深さに応じて決まってきます。」

委員長

「前回までの話では条例については、理念を主体に考えていく、ルールについては、企業の行動を強く制約するものであってはいけないので、道徳的なものでいいのではないか。といった話でまとまったと思います。

今回からは各論に入っていくわけですが、まずはエリアの指定についてどうするか？といった問題です。事務局の案としては、佐久水道企業団の水源地を（仮称）特別保全地区として特に取水に関し厳しく規制するか、それ以外の地域は、（仮称）普通保全地区として許可制にする、といった案が記されています。この提案について、皆さんはいかがでしょうか。」

A 委員

「水道事業者の立場からすれば指定をしてもらえればありがたい。確かに地下水は流動的でありますし、その地域の特定は難しいと思いますが、指定された周辺について開発行為が制約される効果が期待できます。」

A 委員

「地区を色分けするのは難しいと考えます。許可の段階で規制をより厳しくするというのはどうでしょうか？」

A 委員

「二つ必要なのではないのでしょうか？
まずは地域の指定をするのが一点ですが、それだけでは地下水の保全について不完全であるのであれば、二点目として量的な規制を考える必要があると思います。」

A 副委員長

「水源涵養という視点では、保安林制度があります。これは申請によって指定される制度であります。水源涵養保安林に指定されると自由に伐採などできなくなりますが、税制上の優遇措置を受けられるようになります。

しかし、佐久水道企業団が取水している水源地は、保安林指定地域ではないため、なるべく多くの地域を保安林地域と指定していくのもいいと思います。」

A 委員

「水源涵養地域として指定するということになると、今回の地下水保全の話と比べて幅広くなりすぎてしまうので、分けて考えた方がいいと思います。元々のきっかけは、水

資源を狙ったと思われる海外資本等の動きから、共有の財産である水資源を守る、というのが当初の目的だったかと思います。そういう意味では、水源地は山間部にだけ存在するものではありませんし、水資源の土地取引は、例え保安林に指定されたとしても、全てをカバーできるものではありません。エリアの指定は、佐久地域全体を広く指定するのも一つの方法かと思います。しかしながら、規制をかける場合には、(企業等の活動を) 制約してしまうこともあるので、ある程度の幅を持たせなくてはいけないと思います。」

A 委員

「地域指定をした場合はどうでしょうか？或いは地域指定をしないで、同じ基準で一括して運用した場合はどうなるのでしょうか？それぞれ不都合となるような場合を検証するのはどうでしょうか？

また、佐久水道企業団などの公的機関が取水する場合は、許可の対象者から除かれるなど、最初から区分けしておけば、心配となる部分は整理がされると思います。」

A 委員

「今のところ、地下水の量が把握できないことや水脈の特定ができないという話ですから、地域を特定した規制というのはできないかと思います。許可については例えば取水量を基準にするなどが考えられると思います。」

A 委員

「大切なのはこの佐久地域の地下水は共有の財産であって皆で大切に守っていくというのが根本であります。地域を特定するのではなく、一括でスクリーンにかけるのがシンプルでいいと思います。」

A 委員

「涵養林の指定と水資源の保全については分けて考えないといけないと思います。

また、取水について量規制を行うのであれば新規の企業が入りにくい状況になってしまいますので、結果としてこの地域が発展しなくなってしまうこともあります。ですから、量について規制する場合にしてもどの程度で設定するのか議論していく必要はあるかと思います。」

委員

「私の考えとしては水質の保全についても考えがあるので、そういったものを含めた形で条例ができあがっていけばいいと思いますし、取水を規制するだけでなく、水の利活用も含めこの地域が豊かになればいいと思います。」

Q 委員長

「事務局側で佐久水道企業団さんの取水地を（仮称）特別保全地域と指定した根拠について教えてもらえますか？」

A 事務局

「水資源保全のため、すでに条例が整備されている他の市町村を参考に見ましても、エリアの指定をしているところが多くあります。エリアを分けることによって規制が厳しくなるエリアと、そうでないエリアが設定されます。取水を考えた場合に市民にどのような影響が及ぶかといったことを考えて、今回提案いたしました。」

委員長

「事務局から提案してもらったエリアの指定というのは、委員の皆さんからのご意見を伺うところ、なかなか難しいと思いますね。」

副委員長

「水の保全については規制することばかりでなく、水の利活用について考えなければいけません。そのために条例の制定については量と目的について使いやすい状況にしておく必要があると思います。例えば、公的な機関の取水については問題ないです、といったことや、家庭用で使う井戸についても（他に及ぶ影響が少ないと思われますので）問題ないですよ、といった具体的な用途の整理が必要であると考えます。」

委員

「公水という概念からすると、地域指定というのはなじまないのではないのでしょうか？
また、今回の条例は、水資源が外国資本等により外へ持ち出されないよう守るため、一つの予防措置になりますので全体的な網をかけるのが効果的だとは思いますが」

Q 委員

「例えば、外国資本が水を求めて土地を探す場合、どのくらいの面積を必要としているか分かりますか？」

A 委員

「水目的であれば、井戸の取水装置とそこへ行くまでの道さえあれば、わずかな面積で十分足りると思います。」

委員長

「皆さんの意見をまとめますと、地域を区分けするという考えは難しいということですよ。」

副委員長

「公水という理念を強めに出していければ、（地域を特定しなくても）ある程度の規制ができていくのではないのでしょうか？」

委員

「佐久水道企業団とすれば指定していただけるに越したことはないが、特別指定されなくても問題はないと思います。」

委員長

「それではエリアの指定はしないという考えでいいですね。」

委員長

「次の項目に入りますが、ここでは許可制にするか届出制にするか。あるいは既存井戸からの距離やストレーナーの直径など具体的な内容になると思います。」

事務局

「今回、委員の皆さんの中で議論していただくにしても、基準がどうであるのかなかなか分かりにくいと思います。事務局の方である程度整理をさせていただいて、次回皆さんに諮っていきたいと思います。」

委員長

「分かりました。できれば根拠の方も併せてお示しいただけると、大変助かります。」

委員長

「論点 6 に入りますが、権利の継承について、これは許可を受けた企業が外国資本に買収されたケースも考えなくてははいけませんね。皆さんどうお考えでしょうか」

委員

「法律的には権利は継承されるケースが多いです。」

委員

「許可基準と照らし合して考える必要があります。例えば申請時点での目的であるとか量であるとかを、基準として許可したものでありますから、明らかに当初と異なってく

る場合は継承されない、と考えるのが自然だと思います。」

委員

「主体が変わった場合や目的に変更が生じた場合には、再申請が必要になってくると考えるのが普通でないでしょうか。」

委員

「二つあると思います。可範囲の水量に変更が生じた場合に再申請をさせるのか、それとも主体に変更が生じた場合に再申請をさせるのか？法律とより合致してくるものを採用するのがいいと思いますので、そのあたりを事務局の方で整理してもらえればいいと思います。」

事務局

「次回に整理させていただきます。」

委員長

「論点7の既得権者への配慮ということですが、いかがでしょうか？」

委員

「佐久の水は共通共有の財産なんだ、ということを再認識してもらうためにも、何らかの申請は必要と思います。ただし、その場合はハードルを低くしても構わないと思います。(細かい要件まで記載を不要とした届出書程度のものなど)」

委員

「論点6、7について心配されるのは、その後の経過をモニタリングする必要もあるかと思うんですが、許可された方が取水をしていく上で水が出なくなってしまった場合、その対応をどうしていくか？といった問題。

また、一旦、ある企業に対して許可をした場合に、後から来た企業は周囲で取水ができなくなってしまう、言わば早い者勝ちの世界ができ上がってしまうことが心配されます。既得権について一度取れば永遠に続くのか？それとも、期間を区切って、どこかで切らないといけないのか？それを良しとするか、ダメとするか整理しておく必要があると思いますので、その辺は事務局で詰めていきたいと思います。」

委員

「地下水を使って利益を受けている企業（酒屋など）については、少なくとも細かなチェックは必要だと思います。」

委員

「県では既得権という考えを認めています。現在、地下水を使っている、造り酒屋や家庭の井戸によって地下水の枯渇があるのか、と言ったら考えにくいと思います。新規で入ってこようとする方に対してはチェックを厳しくするという考え方になると思います。」

委員長

「現在の造り酒屋が、急に地下水の使用を規制されては困りますからね。既得権については守らないといけないといった考えですね。」

委員

「昔のように水は当たり前使えるものではありませんから、水の有難みだとか、何らかの認識を深めていただくためにも保全のルールについては統一していかないといけませんよね。」

委員長

「それでは次の論点 8 に入ります。条例遵守のための措置ということですがいかがですか？」

委員

「許可があるなら、対になる許可の取り消しが当然あっていいと思います。」

委員

「現在の佐久市自然環境保全条例の中では罰金まで明記してありますので、含めた方がいいと思います。」

事務局

「措置とすれば、段階的に指導していくというイメージで考えていただければいいかと思えます。」

委員長

「公表というのがありますので、違反した場合には、ホームページ上で名前を載せられるなど効果が期待できると思いますし、こちらに書かれている措置はどれも必要かと思えます。」

事務局

「論点 6～8 については、次回までに事務局で素案としてまとめ皆さんに確認していただきたいと思います。」

事務局

「理念条例と規制の内容をある程度形にした素案を作成し、市民の皆さんにも説明ができるような形で準備をさせていただきます。また、議会においても水資源に関する宣言と国、県へ水資源保全への取組みについて要望をまとめていただいております。

この研究検討委員会の中でも今年度末を目標に条例をまとめていきたい、と考えております。その場合には、他の市町村とも連携をはかりながら、佐久地域全体が同じ歩調で進められればよいと思います。

ハードなスケジュールの中、一回一回の会議内容が大変濃いと思いますが、お審議よろしくをお願いします。」

4 閉 会（15時35分）